

## 第二期に向けたシステム改修関連事項への対応方針について

平成 24 年 8 月 31 日

第二期における特定健診・保健指導の実施に係るシステム改修に関連する事項については、以下の方針により所要の対応を行うこととする。

### (1) 受診者・利用者情報の取得

①特定健診受診者・保健指導利用者についての被用者保険の被保険者本人と被扶養者の別、及び②その制度属性（強制・任意継続・特例退職）を区分して情報を取得する。

これにより、特に被扶養者に対しての特定健診・保健指導の実施状況等の把握に資することが期待される。

### (2) High-Low 表記と実測値を併せて取得

特定健診情報ファイル上で、各検査項目の実測値が HL 表記に係る入力限界を超えた場合も、HL 表記と実測値を併せて入力することを可能とする。

これにより、実測値が原則として常に把握できるようになり、受診者の経年データの把握等に資することが期待される。

### (3) HbA1c 検査について平成 25 年度以降の NGSP 値への切り替え

平成 25 年度以降に実施される特定健診において、HbA1c 検査の受診者への結果通知・保険者への報告については、NGSP 値でのみ行うこととする。

### (4) 特定健診情報ファイルと特定保健指導情報ファイルとの紐付け

特定健診情報ファイルとその健診結果に基づく特定保健指導情報ファイルとを紐付けする。

これにより、特定保健指導がどの年度の特定健診の結果に基づくものかの把握が可能となり、特定保健指導の効果の分析等に資することが期待される。

### (5) 血清クレアチニンの検査結果について表示桁数の拡大

血清クレアチニンの検査結果について、特定健診情報ファイル上、小数点以下 2 桁までの入力を可能とする。

これにより、血清クレアチニンに係る主要な検査方法の結果を、より詳細に入力することが可能となる。

(6) 特定健診・保健指導の実施契約形態情報の取得【継続して検討】

特定健診・保健指導の契約形態（個別・集合A・集合B）別の実績把握の要否について、第三期以降に実現できるかを継続して検討する。

(7) 積極的支援における支援Bの必須の解除

積極的支援のうち、支援A（計画の進捗状況の確認等）と支援B（励ましや賞賛）に分かれているプログラムについて、支援Aでのみ180ポイントを計上することを認める。なお、計180ポイントを要することは維持する。

これにより、特定保健指導の実施に携わる者が創意工夫をより発揮することが可能となる。

(8) 特定健診の実施形態情報（事業主健診かその他の健診か等の別）の取得

健診データが、事業主健診によるものか、その他の健診によるものか等を区分して情報を取得する。

これにより、事業主健診をもって特定健診に代える運用を行っている実態の把握に資することが期待される。

(9) 初回面接者・進捗状況評価者・6ヶ月後評価者の同一要件の緩和

特定保健指導の初回面接者、進捗状況評価者及び6ヶ月後評価者を同一でなくともよいこととする場合としては、特定保健指導が同一の機関内若しくは保険者直営において行われ、かつ、組織として統一的な実施計画書及び実施報告書を用いて情報共有を図っていると認められる場合とする。

(10) 特定保健指導における2年目の特例【継続して検討】

特定保健指導を保険者が直営で行っている場合での2年目における初回面接の実施の特例については、その要件等をワーキンググループにおいて継続して検討する。

(11) 服薬者を特定保健指導の対象者から除外できる機会の拡大

服薬中であつたことが健診実施後に判明した場合、保険者において特定保健指導の対象者から除外することを可能とする。

これにより、特定保健指導対象者のより精緻な把握が可能となる。

(以上)